

# 吹田市 農委だより

第75号

令和6年(2024年)

1月1日発行

編集・発行

吹田市農業委員会

吹田市泉町1丁目3番40号



写真は千里南公園の干支の葉牡丹 えと は ぼたん

## 年頭の御挨拶



吹田市農業委員会

会長 吉田 俊之



明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、御家族お揃いで新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

平素は、農業委員会の運営に御支援、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本市農業委員会は、昨年7月に委員改選が行われ、農業委員16名による新体制が発足しました。委員定数が削減される厳しい状況ではございますが、農地法等の法令事務の適正な執行、遊休農地の発生防止・解消等の農地利用の最適化の推進に取り組んでおります。

また、小学生が田植え、稲刈りを体験する学童農園事業を実施しており、昨年は20の小学校、約二千人の小学生が参加しました。参加した小学生からは、「楽しかった」「お米を作るのは大変だと思った」という感想をいただき、今後もこの事業の継続の必要性を感じているところです。

今後とも、農業者の代表として、充実した農業振興施策を実施するよう働きかけてまいりますので、農業委員会への皆様方の一層の御支援と御理解を賜りますようお願い申し上げます。あわせて皆様方の益々の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

### 新春の御挨拶

吹田市長  
後藤 圭二



明けましておめでとうございます。農業委員会の委員及び関係者の皆様方におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと心よりお喜び申し上げます。また、平素より本市の農業施策の推進に多大なご貢献を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は農業委員の改選年にあたり、16名の方を農業委員に任命させていただきました。農業者の高齢化や担い手不足等、農業を取り巻く環境は厳しい状況ではありますが、引き続き農地等の利用の最適化の推進等にご尽力いただきませう、よろしくお願ひ申し上げます。

本市では、地産地消の推進や市民農園、景観形成作物の栽培奨励などの取組を通じ、貴重な「みどり」の空間である農地の有効活用を図っております。特に地産地消の推進については、本市のように消費者との距離が近い都市部の農業において、非常に有意義な施策であると考えております。昨年4月から、地産地消活動の活性化に取り組み農業者を支援する新たな補助事業を開始いたしました。生産する農業者の皆様への支援が、多くの市民の皆様への消費につながるものと期待しております。

今後も、様々な農業事業の充実をはじめ、都市農業の振興に全力で取り組んでまいりますので、引き続き皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとりまして実り多き一年となりますよう祈念申し上げます、新春のご挨拶といたします。

### 新年を迎えて

吹田市議会議長  
野田 泰弘



明けましておめでとうございます。農業委員会を始め、市内農業関係者の皆様方におかれましては、清々しい新春をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

また、平素から本市農業施策の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、農業従事者の減少や高齢化等による労働力不足が深刻化し、農業経営を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、ロシアのウクライナ侵攻や世界的な気候変動に加え、歴史的な円安の影響を受け、肥料原料や飼料穀物といった農業に必要な生産資材価格が高騰し、農業関係者の皆様は大変御苦労されていることと思ひます。

そのような中でも、貴委員会におかれましては、コロナ禍の影響で、一時は中止を余儀なくされた、子供たちが農業に触れることのできる「学童農園事業」に力を入れて取り組まれるなど、農業を市民が直接体験できる様々なイベントを実施されています。農業に対する市民の皆様への理解促進を図られている貴委員会の御努力に対し、心から敬意を表する次第です。今後とも、都市農業を取り巻く諸課題の解決に向け、御尽力賜りますよう、お願ひ申し上げます。

結びに、貴委員会の今後ますますの御発展と、皆様方より一層の御健勝、御活躍を心からお祈り申し上げます、新年の御挨拶とさせていただきます。

# 謹賀新年

本年もよろしくお願ひ申し上げます

吹田市農業委員会

- |      |      |      |      |      |      |      |     |      |     |     |      |       |      |      |      |      |      |      |      |     |      |
|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|-----|-----|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|
| 事務局長 | 菅川健二 | 水田和真 | 前田義昭 | 辻本忠正 | 島中秀樹 | 川上光男 | 下井繁 | 西川聡志 | 西川盛 | 奥祐次 | 榎原靖彦 | 榎本喜志郎 | 山本元治 | 副委員長 | 橋本家平 | 農政専門 | 田口末次 | 農政専門 | 角田和子 | 副会長 | 長吉俊之 |
|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|-----|-----|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|

(議席順)

職員一同

### 地産地消に取り組み農業者を支援

#### 吹田市地産地消推進事業

##### ・奨励作物栽培

「吹田くわい」、「新たまねぎ」の栽培と販売に取り組み農業者に、補助金を交付します。

##### 対象

・対象作物の栽培実績があること。

(吹田くわい 5㎡以上、新たまねぎ 100㎡以上)

・市が認める販売先への販売実績があること。

##### 補助額

吹田くわい 1㎡あたり110円  
新たまねぎ 10㎡あたり500円



##### ・地産地消販売活動

吹田市内で農作物の地産地消活動の活性化に取り組み農業者に、補助金を交付します。

##### 対象

吹田市内の事業者等への出荷により、吹田市内の農地で自ら生産した農作物を1か月あたり5千円以上販売した実績が年3か月以上あること。(吹田くわい、新たまねぎは除く)

##### 補助額

月あたり5千円以上の出荷実績1か月に  
つき2千円

##### 問合せ

吹田市地域経済振興室(農業担当)

TEL 6384-1373

### 農作物品評会の開催結果

令和5年11月17日、吹田市・吹田市農業委員会・北大阪農業協同組合主催の農作物品評会が開催されました。

対象作物は玄米で、審査の結果、市長賞、農業委員会会長賞などの受賞者が決定しました。今回は21点の出品がありました。

#### 品評会入賞者

##### 市長賞

江坂町 中尾 敏雄さん

##### 農業委員会 会長賞

江坂町 白井 善吾さん

##### 北大阪農業協同組合 組合長賞

江坂町 楠本 直樹さん

##### 優秀賞(出品番号順)

江の木町 瀧川 正義さん

山田東 大藪 睦代さん

山田東 辻本 清信さん

垂水町 村田 幸夫さん

##### 市民賞

江坂町 中尾 敏雄さん

### 農業者年金に 加入しませんか

##### 加入要件

20歳以上60歳未満

(国民年金任意加入者は65歳まで加入できます)

国民年金第一号被保険者

年間農業従事日数60日以上

##### 積立型

積立方式の確定拠出年金

(納めた保険料とその運用益があなたの将来の年金として生涯支給されます)

##### 保険料

月2万円から6万7千円(千円単位)

※要件を満たす方は下限額が月1万円  
自分で選べ、途中の変更も可能です

##### 税制の利点

納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象  
また、将来受け取る年金は公的年金等控除が適用  
されます

##### 問合せ

ご相談は、JA北大阪本店経済係北事務所  
は農業委員会事務局までお願いします

##### 〈お問合せ先〉

JA北大阪本店経済係北事務所

TEL 6877-0261

吹田市 農業委員会事務局

TEL 6384-2792



# 大阪府農業委員会大会

令和5年度大阪府農業委員会大会が10月25日、大阪国際交流センターで開催されました。この大会は大阪府農業会議が毎年開催しているもので、府内の農業委員会委員等約700人、一般消費者約100人が参加し、本市農業委員会からも多数の委員が参加しました。

第一部では、参加者全員での農業委員会憲章の唱和から始まり、農業委員等永年在任者表彰、なにわ農業表彰などが行われ、議事として大阪府独自の担い手育成施策や食料・農業・農村基本法の抜本的見直しと関連施策の拡充に関する要請決議などの議案が議決されました。

第二部では、京都大学大学院教授の藤井聡氏による「食料安全保障と農業委員会への期待」をテーマに講演が行われました。



この大会を通じて、都市農業・農地を守るという農業委員の役割について、改めて確認することができました。

## 収入保険または農業共済へ加入しましょう！

### 収入保険

**対象** 青色申告を行っている方  
原則全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

### 農業共済

**対象** 全農業者  
米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウスなどが自然災害によって受ける損失を補償します。



**〈お問合せ先〉**  
大阪府農業共済組合 北部支所  
住所 茨木市西駅前町10番20号  
TEL 072-631-7737

## なくそう、無断転用

農地を農地以外の用途に変更する場合には、農地法第4条または第5条の規定による届出が必要です。  
農地転用届出をしないで無断転用した場合は、農地法に違反することになります。

## 農業委員会へ必要な届出

農地法において次のことが定められていますのでご注意ください

1. 農地の権利を相続等によって取得したときは、農地のある市町村の農業委員会にその旨の届出が必要です。
2. 農地を農地以外に転用される場合は、あらかじめ農業委員会に届出が必要です。

## 全国農業新聞

### 購読してみませんか

最新の農業情勢について分かりやすく解説し、農業者の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。

お申し込みは、お近くの農業委員又は農業委員会事務局へ

◆ 購読料 月額 700円  
◆ 発行日 毎週金曜日